

新事業チャレンジステップアップ事業助成金交付要領

1 目的

この要領は、公益財団法人ふくい産業支援センター（以下「支援センター」という。）が、「新事業チャレンジステップアップ事業実施要領」および「新事業チャレンジステップアップ事業補助金実施要領」の規定に基づき実施する各助成金交付事業に関する必要な事項を定め、その業務の適正かつ円滑な実施に資することを目的とする。

2 助成事業の内容

支援センターが交付する助成金交付事業の対象となる事業（以下「助成事業」という。）の内容は、以下の①～④のいずれかの新事業活動を新たに行うまたは活動開始後3年未満（新事業活動を開始した年度の4月1日から起算して3年を経過していないものをいう。）の中小企業者等であって、具体的な経営戦略と行動計画に基づき実施する全国または海外への事業展開を図る事業とする。

- ① 新商品の開発または生産
- ② 新役務（サービス）の開発または提供
- ③ 商品の新たな生産または販売の方式の導入
- ④ 役務（サービス）の新たな提供の方式の導入

ただし、新規創業もしくは事業承継後5年未満（新規創業もしくは事業承継した年度の4月1日から起算して5年を経過していないものをいう。）の中小企業者等の場合には、新事業活動開始後5年未満（新事業活動を開始した年度の4月1日から起算して5年を経過していないものをいう。）までを対象とする。

また、同業他社において既に相当程度普及している取組みは、①～④の新事業活動には該当しない。

全国または海外への事業展開とは、商品・サービスの全国トップシェア獲得や、県外または海外への販売網の整備など、全国的な知名度が確立される規模の事業展開とする。

3 定義

この要領において使用する用語の定義は、次の各号とする。

- ② 「中小企業者」とは、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者とする。
- ② 「大企業」とは、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者に該当しない会社・個人で、事業を営む者、または、過去3年間の平均および前事業年度の売上額が年間10億円以上の者をいう。
- ③ 「みなし大企業」とは、以下のものをいう。
 - ア 発行済株式の総数または出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者。

- イ 発行済株式の総数または出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- ④ 「金融機関」とは、福井銀行、福邦銀行、福井信用金庫、敦賀信用金庫、小浜信用金庫、越前信用金庫をいう。
- ⑤ 「事業承継」とは、法人においては先代経営者が代表取締役を退任し、後継者が代表取締役に就任することなどとし、個人においては商号（屋号）や経営資源を承継（現代表は廃業届を後継者は開業届を提出など）することとする。

4 助成事業対象者

- (1) 福井県内に主たる事業所を有し、次に掲げるいずれかに該当する者（以下、「中小企業者等」という。）であって、過去3年間の平均または前事業年度の売上額が年間10億円未満の者。ただし、事業計画書の提出時点において、過去3年間に別表1に定める県産業労働部関係補助金等を受けた者、申請中の者を除く。
- ① 中小企業者
ただし、「みなし大企業」は中小企業者から除く。
- ② 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体
ただし、火災共済協同組合、信用協同組合および同組合連合会ならびに商工組合連合会は除く。

5 助成対象経費

- (1) 助成対象経費は、2の事業に要する経費であって、別表2に定める経費のうち支援センターが必要かつ適当と認める経費とする。
ただし、委託する経費については当事業に要する経費の一部でなければならない。
- (2) (1)のほか、「新事業チャレンジステップアップ事業審査委員会」が特に必要と認める経費。

6 助成率および助成金額

助成金の額は、助成対象経費の3分の2以内で支援センターが定めた額とし、1件当たり300万円を限度とする。

7 助成対象期間

助成金交付事業の助成対象期間は、交付決定の日から交付決定日の属する年度の1月末日までを原則とする。

8 計画申請の制限

計画を申請しようとする者は、申請事業に係る自主財源分について、他の助成事業による助成を受けることができない。

9 助成事業の採択基準

- (1) 助成事業は、次に掲げる基準を総合的に勘案し、予算の範囲内で採択するものとする。
- ① 新規性・革新性があること。
 - ② 市場性・成長性があること。
 - ③ 高度な戦略性・計画性があること。
 - ④ 実現可能性、組織体制が十分であること。
 - ⑤ 地域経済への波及性があること。
 - ⑥ 加点項目
 - ・事業継続計画（B C P）を策定していること
 - ・経営革新計画の承認を受けていること
 - ・パートナーシップ構築宣言を行っていること
 - ・社員ファースト企業宣言にかかる登録申請を県へ行っており、「めざせ「社員ファースト企業」宣言書」（「社員ファースト企業」宣言制度実施要綱 様式第2号（第4条関係））の今後の取組項目欄において「(6) 賃金引上げ」を選択していること
- (2) ① 支援センターは、学識経験者、専門家、産業支援機関、行政等で構成する「新事業チャレンジステップアップ事業審査委員会」を設置し、助成金交付事業としての採択について諮問する。
- ② 前号に規定する委員会は、支援センターの諮問を受け、計画書の内容が次に掲げる要件の適否について審査して答申することとする。
- i (1) の①から⑤の助成事業の採択基準に適合していること。
 - ii 事業計画および方法が、その目的を達成するために適切であり、かつ充分な成果を期待し得る事業であること。
 - iii 助成の対象者として不適当と認められる行為がなかった者であること。

10 助成事業の公募およびその広報

- (1) 支援センターは、本交付要領に規定する助成事業について公募する。
- (2) 支援センターは、本交付要領に規定する事業に関して、助成金交付申請書の提出先、提出期限、提出書類、その他助成事業の募集に関し、必要な事項を広報するものとする。
- (3) 支援センターが（1）の規定により行う広報は、支援センターの主たる事務所の掲示場に掲示するほか、定期刊行物、ホームページ等への掲載など適切な方法により行うものとする。

11 助成金の交付決定までの手続き

支援センターは、次の手続きにより各事業年度における助成金交付事業を決定するものとする。

- (1) 助成金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、金融機

関および商工会議所、商工会に協議の上で様式第1の助成金交付に関する事業計画書（以下「事業計画書」という。）を作成し、様式第2の意見書を添えて、支援センターが別に定める期日までに支援センターに提出するものとする。

(2) 申請者は、当該助成金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税および地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額および当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計金額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して事業計画書を作成しなければならない。

ただし、申請時において当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについてはこの限りでない。

(3) 支援センターは、事業計画書の提出があったときは、当該申請に係る審査を行うほか、必要に応じて現地調査等を行い、その結果、適当と認められるものについて通知する。

12 助成金の交付申請

- (1) 11(3)による通知を受けた申請者（以下、「助成事業者」という。）は、様式第3の助成金交付申請書を、支援センターが別に定める資料を添付して、支援センターが定める期日までに提出するものとする。
- (2) 支援センターは、助成事業者から交付申請書の提出があったときは、すみやかに助成事業者に様式第4の助成金交付決定通知書を交付するものとする。

13 助成金の交付の条件

- (1) 支援センターは、助成金の交付決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するため必要があるときは、助成事業者に対して次に掲げる条件を付するものとする。
- ① 助成事業に要する経費の配分の変更（14(1)に該当する場合を除く。）をする場合、様式第5の助成事業計画変更承認申請書により支援センターの承認を受けること。
- ② 助成事業を行うため締結する契約の方法に関する事項その他助成金交付事業に要する経費の使用方法に関すること。
- ③ 助成事業の内容の変更（14(2)に該当する場合を除く。）をする場合、様式第5の助成事業計画変更承認申請書により支援センターの承認を受けること。
- ④ 助成事業を中止し、または廃止する場合、様式第6の助成事業中止（廃止）申請書により支援センターの承認を受けること。
- ⑤ 助成事業が指定の期間内に完了しない場合、またはその遂行が困難となつた場合は支援センターに報告し、支援センターの指示を受けること。

14 軽微な変更

助成金の経費配分の変更について、事業目標を変更しない範囲で、次に該当する事項は軽微な変更の範囲とする。

- (1) 助成対象経費の各経費区分において 20 %の範囲内の変更（助成対象経費区分ごとの金額相互間でいずれか低い額の 20 %以内の増減）で助成金の総額に変更を生じないもの
- (2) 助成事業の目的および事業の遂行に影響を及ぼさない範囲での変更（原材料の数量、機械装置等の仕様の変更など、助成事業の細部の変更）

15 助成金の交付決定の辞退

- (1) 助成事業者は、12(2)の規定による交付決定通知書を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容またはこれに付された条件についての不服など、その他の理由により交付決定を辞退しようとするときは、当該交付決定通知書を受けた日の翌日から 15 日以内に様式第 7 の助成事業交付決定辞退申請書を提出して交付決定を辞退することができるものとする。
- (2) 支援センターは、前項の書類の提出があったときは、当該申請に係る助成金交付決定を取り消すものとする。

16 助成事業の遂行

助成事業者は、助成金の交付決定の内容およびこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行わなければならず、助成金を他の用途へ使用してはならない。

17 助成事業の遂行状況の報告

助成事業者は、支援センターが必要と認める場合には、当該事業の遂行状況を様式第 8 の事業遂行状況報告書により報告するものとする。

18 助成事業の実績報告

- (1) 助成事業者は、当該助成事業の完了後、10 日以内に様式第 9 の助成事業完了実績報告書（以下「実績報告書」という。）を提出するものとする。
- (2) 助成事業者は、(1)の実績報告を行うに当たって、助成金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合は、当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

19 助成金の額の確定

支援センターは、助成事業者から実績報告書の提出を受けた場合に、当該報告に係る書類の検査を行うほか、現地調査等を行うものとする。

その報告に係る事業の実施結果が、助成金の交付決定の内容（13に基づいて変更を承認した場合はその承認された内容）およびこれに付された条件に適合していると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を様式第 10 の助成金額確定通知書により当該助成事業者に通知する。

20 助成金の請求

助成事業者は、助成金の支払いを受けようとするときは、様式第11の精算払い請求書により支援センターに助成金の交付請求を行うこととする。

21 助成金の支払い

支援センターは、19により交付すべき助成金の額を確定したのち、20により助成金の交付請求を受けた時は、助成金を助成事業者に対し支払うものとする。

22 交付決定の取消し

- (1) 支援センターは、助成事業者が次の各号の一に該当するときは、当該申請に係る助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができるものとする。
 - ① 本交付要領の規定に基づく措置に違反した場合および助成事業者が、助成金を他の用途へ使用した場合
 - ② 助成事業に関して助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反した場合
 - ③ 支援センターの承認を受けずに、当該助成事業を廃止（中止）した場合
 - ④ 当該助成事業を遂行する見込みがないと判断した場合。
- (2) 前項の規定は助成金の額の確定後においても適用されるものとする。

23 助成金の返還

支援センターは、22の規定に基づき助成金の交付決定を取り消した場合には、当該助成事業の取消に係る部分に関し、その額の返還を、期日を定めて命じるものとする。また、助成金返還を求められた助成事業者は、支援センターが定める期日までに返還しなければならない。

24 加算金および延滞金

- (1) 助成事業者は、支援センターから23に基づく助成金の返還を求められたときは、その請求に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還を求められた助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間について既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。
- (2) 助成事業者は、支援センターから助成金の返還の命令を受け、これを納付期日までに納めなかつたときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。
- (3) 支援センターは、(1)および(2)においてやむを得ない事情があると認めたときは、加算金または延滞金の全部または一部を免除することができるものとする。

25 財産の管理及び処分

- (1) 助成事業者は、当該助成事業により取得しましたは効用の増加した財産（以下

「取得財産等」という。)について、善良な管理者の注意をもって適切に管理しなければならない。

また、助成事業者は、取得財産等を目的以外の用途に使用し、他の者に貸付けもしくは譲渡し、他の物件を交換し、または担保に供しようとするときは、あらかじめ様式第12の取得財産等処分承認申請書等により、支援センターの承認を受けなければならない。ただし、当該取得財産等の取得価格または効用の増加価格が、50万円(税抜き)未満のものはこの限りではない。

なお、助成事業者は、取得財産等を移設する場合は様式第16号の取得財産(機械設備・備品等)の移設届出書により、支援センターに届け出るものとする。

- (2) 取得財産等の管理期間は、事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間とする。
- (3) 支援センターは、(2)の期間中において必要があると認めたときは、助成事業者の管理状況を調査することができるものとする。
- (4) 支援センターは、助成事業者が取得財産等の処分により収入金を得たときは遅滞なく様式第13の取得財産等処分による収入金報告書を提出させるものとする。
- (5) 支援センターは、(1)の承認をする場合または前号の収入がある場合にあっては当該取得財産等の残存価額(圧縮記帳を行わない価額)または当該収入金の全部または一部を納付させることができる。

26 立入検査等

支援センターは、助成金交付事業の適正を期すため、必要に応じて助成事業者に対して報告させ、または支援センターが指定する者により、助成事業者の事務所等に立ち入り関係帳簿書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問させることができるものとする。

27 助成金の経理

助成事業者は、助成金に係る経理について収支を明確にした証拠の書類を整備し、かつ、これらの書類を事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

28 事業成果の報告

助成事業者は、助成事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から、交付決定から起算して5年の間は、毎年の2月末日を期限に事業成果報告書(様式第14)を支援センターに提出しなければならない。

29 消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還

- (1) 助成事業者は、助成事業完了後に、消費税の申告により助成金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第15の助成金に係る消費税および地方消費税額の確定に伴う報告書により、すみやかに支援センターに報告しなければならない。

- (2) 支援センターは、前項の報告があった場合には、当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の全部または一部の返還を命ずる。
- (3) 前項の返還の規定については、**24(2)**の規定を準用する。

30 支援チームによるフォローアップ

- (1) 支援センターは、交付決定を行った助成事業者に対して、支援センター、金融機関、商工会議所または商工会による支援チームを設置するものとする。
- (2) 支援チームは、必要に応じて経営上のアドバイスを行うなど、助成事業者の事業を5年間フォローアップするものとする。

31 その他の事項

- (1) 助成事業者は、助成金交付事業を遂行するにあたっては本交付要領の定めのほか、支援センターが別途定める「中小企業等向け助成金助成事業実施の手引き」に従わなければならない。
- (2) 支援センターは、助成金交付事業の円滑かつ適正な運営を行うために必要な事項について、別に定めることができる。

附則

(施行期日)

本交付要領は令和5年4月1日から施行する。

(別表1)

県産業労働部関係補助金等
<ul style="list-style-type: none">・新事業チャレンジステップアップ事業助成金・新分野展開スタートアップ支援事業助成金・ふくいの逸品創造ファンド助成金・成長産業チャレンジ支援事業・大規模イベント関連商品開発支援事業補助金

事業内容と助成対象経費について

1 対象となる事業内容

- ア 新商品、新サービス等の開発
 - イ 新商品製造、新サービス提供等に要する設備の整備
 - ウ 求評事業（テストマーケティング・モニタリング）
 - エ 展示会・見本市・商談会等への参加
 - オ 新商品等の販路開拓のための広報
 - カ 経営戦略の高度化に向けた専門家によるコンサルティング
 - キ その他、上記に附帯する取組み
- ただし、当該事業を行う中小企業者等の役職員にかかる人件費は対象外とする。

2 助成対象経費

経費区分	内容	
新商品等開発費	工具・器具・備品費	工具・器具・備品の購入、据付又は借用に要する経費
	原材料費	原材料および副資材等の購入に要する経費
	外注加工費	外注加工に要する経費
	謝金	講師謝金、専門家謝金
	旅費	講師旅費、専門家旅費、従業員旅費
	使用料・賃借料	会場借料、借料または損料
	需用費	印刷製本費、資料購入費、原稿料、サンプル作成費、事業の一部を委託する経費、産業財産権等取得費
販売網整備費・設備導入費	役務費	通信運搬費、調査研究費、広告宣伝費、ホームページ作成費、会場整備費
	使用料・賃借料	県外・海外の事務所・店舗の賃借料、備品のリース・レンタル料等
	機械装置費	機械装置の購入、製造、改良、据付、修繕又は借用に要する経費
販路開拓費	工具・器具・備品費	工具・器具・備品の購入、据付又は借用に要する経費
	原材料費	原材料および副資材等の購入に要する経費
	外注加工費	外注加工に要する経費
	謝金	講師謝金、専門家謝金
	旅費	講師旅費、専門家旅費、従業員旅費
	使用料・賃借料	会場借料、借料または損料
	需用費	印刷製本費、資料購入費、原稿料、サンプル作成費、事業の一部を委託する経費
	役務費	通信運搬費、調査研究費、広告宣伝費、ホームページ作成費、会場整備費

3 助成対象経費についての留意事項

① 旅費

旅費については、下記を限度として助成対象経費とする。

運 費 交通費の実費とする。

国内旅費はグリーン料金およびのぞみ料金は対象外とする。

宿泊費 実費とする。ただし、次表の額を限度とする。

(国内)

宿泊費（円/泊）	13,400	12,000
地域区分	東京都特別区、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市	左記以外

(海外)

宿泊費（円/泊）		19,300	16,100	12,900	11,600
地域区分	北米（アメリカ合衆国、カナダ）	ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントンD.C.	○		
	西欧（イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、北欧四か国等）	ジュネーブ、ロンドン、パリ	○		
	東欧（ロシア、ポーランド、チェコ、ハンガリー等）	モスクワ		○	
	中近東	アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド	○		
	東南アジア（インドシナ半島（シンガポール、タイ、ミャンマー、マレーシアを含む）、インドネシア、フィリピン等）、韓国、香港等	シンガポール		○	
	南西アジア（インド等）、アジア大陸（中国等）、台湾等				○
	中南米				○
	大洋州（オーストラリア、ニュージーランド、ポリネシア、ミクロネシア、メラネシア等）			○	
	アフリカ	アビジャン			○

※ 海外旅費は海外展示会出展事業のみ対象とする。ただし、2名を限度とする。
日当、タクシー代、ガソリン代、レンタカー代については助成対象外とする。

② 助成対象にならない経費

- ・グループの各企業の間の取引にかかる費用
- ・保証金、敷金、保険料、公租公課
- ・飲食費、接待費、交際費、遊興、娯楽に要する費用
- ・直接売上や利益につながる費用（ただし、当該事業で作成するパンフレットやホームページ等による宣伝・広告の際に、当該商品の説明や価額、申込方法等を記載することはこの限りではない。）
- ・土地・建物の取得費、建物の新築・修繕費用、土地に付随する工事費（外構工事、駐車場のアスファルト舗装工事など）、構築物費
- ・県外もしくは海外に設置する設備・備品等の購入費
- ・既存事業との区分が不可能な共通経費や諸経費、一般管理費、現場管理費、保守管理費など、詳細が確認できない経費
但し、上記の経費で内訳（金額含む）があり事業遂行上必要と認められるものについては、補助対象となる場合もある。

- ・フランチャイズ契約、代理店契約等における保証金、加盟店、契約金等
- ・他の国、県、市町の補助金により、補助対象となっているもの
- ・その他、公的資金の使途として社会通念上、不適切と判断する経費（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条により定める営業内容等）

(3) その他

- ・申請者が消費税の課税業者で、消費税仕入控除税額がある場合は、当該事業の助成対象経費に係る消費税相当額はすべて対象外となる。